

当会会員に対する東京地方裁判所の「日本国籍の確認がとれないことを理由とする司法委員への選任拒絶」に抗議するとともに、最高裁判所及び各地方裁判所に対し、国籍を問わず司法委員や調停委員に選任することを求める決議

2019年6月6日

東京弁護士会

1 当会は、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）から、「司法委員となるべき者¹」（司法委員規則第1条）の推薦を求められたことを受け、2018年9月14日、適任であると判断した複数名の会員を推薦した。ところが、当会が推薦した者のうち外国籍の会員2名（以下「当該会員ら」という。）について、東京地裁は同年9月27日、当会に対し、当該会員らが日本国籍を有するか否かを照会してきた（氏名により外国籍と推察したものである。）。当会は同年10月3日、東京地裁に対し、当該会員らが日本国籍を有するか否かは司法委員の選考事務に必要な情報とは認められないため回答を差し控える旨の回答をした。

東京地裁は、同年12月27日、当会に対し、当会が推薦した候補者のうち上記照会のあった当該会員らを除く全員を「司法委員となるべき者」として選任する手続を終了したことを通知してきた。

当会は当該会員らの国籍を回答しておらず、東京地裁も当該会員らを「司法委員となるべき者」に選任しなかった理由を明示しているわけではないが、上記のような経緯からして、日本国籍が確認できないことを理由に東京地裁が当該会員らを「司法委員となるべき者」への選任を拒絶したことは明らかである。

2 東京地裁から当会に対し、当会が「司法委員となるべき者」の候補者として推薦した会員の日本国籍の有無に関する照会がなされ、当会が回答を拒否すると東京地裁が当該会員を「司法委員となるべき者」に選任しないという事態は、これまでも度々繰り返されており、当会はその度に、東京地裁及び最高裁判所（以下「最高裁」という。）に対し、日本国籍の有無にかかわらず適任者を選任する扱いとするよう求めてきた（2006年3月31日意見書、2012年3月16日意見書、2013年2月14日意見書、2017年2月8日会長声明）。

また、当会が調停委員の候補者として推薦した会員についても、同様の経緯において東京

¹ 司法委員は、毎年あらかじめ地方裁判所が「司法委員となるべき者」として選任している人の中から、個別の事件ごとに簡易裁判所が指定することによってその身分を取得する（民事訴訟法第279条第3項）。

地裁が、最高裁へ調停委員候補として任命上申をしない²ことを決定する事態もこれまで繰り返してきており、当会はその度に東京地裁及び最高裁に対し、日本国籍の有無にかかわらず適任者を推薦・選任するよう求めてきた（2008年3月27日意見書、2010年2月5日会長声明）。

- 3 東京地裁は、日本国籍の確認がとれない当該会員らを「司法委員となるべき者」に選任しない理由を明らかにしていないが、最高裁は、日本弁護士連合会からの照会に対し、2008年10月14日、最高裁の事務部門の取扱いとして、「法令等の明文上の根拠規定はないが、公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする公務員には、日本国籍を有する者が就任することが想定されていると考えられるところ、調停委員及び司法委員はこれらの公務員に該当するため、その就任のためには日本国籍が必要と考えている。」旨回答しており（以下「事務部門取扱い」という。）、東京地裁による扱いもこれに倣ったものと考えられる。
- 4 事務部門取扱いは最高裁2005（平成17）年1月26日判決（民集59巻1号128頁。以下「2005年最判」という。）を参考にしたものと思われる。しかし2005年最判は、地方公共団体が、公権力行使等地方公務員とこれに昇任するのに必要な職務経験を積むために経るべき職とを包含する一体的な管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることが違憲・違法ではないと判断したにとどまるものである。しかも、2005年最判は、「原則として日本の国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されている」と述べているのであって、「原則として」という文言を置くことで例外にあたる取扱いも許容されうることを示唆している。それにもかかわらず、事務部門取扱いは、2005年最判の「原則として」という部分を殊更に無視し、明文上の根拠規定が何ら存在しないのに、日本国籍を司法委員や調停委員への就任の要件とする立場をとっている。この立場は、法が公示され明確であることを要請する法の支配に明らかに反するものである。
- 5 さらに、事務部門取扱いは、公権力行使等を行う公務員への就任には日本国籍が必要であると述べるが、そもそも司法委員は公権力行使等を行う公務員にあたらぬ。

（1）司法委員について

司法委員は特別職国家公務員であり、その職務は裁判官が和解を試みる時にその補助をしたり審理に立ち会って裁判官に参考となる意見を述べたりすることである。裁判官の許可がなければ証人等に直接に問いを発することもできず、司法委員の意見はあくまで参考意見であって裁判官に対する拘束力はなく、最終判断権者はあくまでも裁判官である。

² 調停委員は、最高裁判所が任命する（民事調停委員及び家事調停委員規則第1条）。

このような司法委員の職務内容及び権限からすれば、司法委員が公権力行使等を行う公務員にあたらぬことは明らかである。

そして、司法委員に期待されるのは、「一般市民の良識や知識、経験に基づき、証人の証言が信用できるかどうか、事件の見方などについて、裁判官に意見を述べる」というのが最高裁の公式見解であり（最高裁の公式サイトに記載がある）、とすれば、多様化する社会の中で、外国籍の当事者間の紛争が裁判所に係属することも少なくない以上、その良識や知識、経験に基づいて裁判官に参考意見を述べることは、必要なこととすべきである。しかも、司法委員は、個別の事件ごとに簡易裁判所が指定することによってその身分を取得するものであるから、裁判所が、事案によって外国籍の司法委員を指定することがふさわしいかどうかを個別に判断することができるのであって、「司法委員となるべき者」への選任自体を拒否する理由はない。

(2) 調停委員について

また、調停委員も、その役割は社会生活上の豊富な知識・経験や専門的な知識をもとに、当事者双方の話し合いの中で合意を斡旋して紛争の解決に当たるものであり、調停委員会の決議（意思決定）も調停制度による紛争解決を実効性の高いものにするための付随的な処分に過ぎず、公権力の行使等に該当するものではない。

そのため、最高裁規則上も、調停委員は「民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のもの」（民事調停員及び家事調停員規則第1条）であることが求められている一方、外国籍であることは欠格事由にはなっていない（同第2条）。

実質的にみても、調停においても外国籍の当事者の事件は少なくなく、円満な話し合いのためにも、外国籍の弁護士の知識経験が有用な場面は多いはずであって、上記の調停委員に期待される役割からしても、外国籍の者を排除する理由はない。

(3) 従って、外国籍の者の司法委員や調停委員への選任ないし任命を拒絶する最高裁の事務部門取扱いは、外国籍の者に対して合理的理由がないのに特定の公務への就任を拒否する内容であり、憲法第14条第1項に反するものである。

6 また、我が国には、サンフランシスコ講和条約によって一方的に日本国籍を離脱させられたまま日本での生活を余儀なくされ日本社会の構成員となっている旧植民地出身者及びその子孫である特別永住者やこれに準じる定住外国人が多数存在し、日本の司法試験に合格して弁護士として知識・経験を積んで活躍している者も少なくない。

そのような者のうち当会が東京地裁に推薦した当該会員らは、司法委員や調停委員として十分な適格性を国籍のいかんにかかわらず有しているのであって、その能力を裁判所が活用

しないことは、彼らの出自に対して国家が消極的評価を与えているとのメッセージを社会に送り差別を助長することになりかねない。また、人材の適切な配置を怠ることで、法が求めている民間人の知識・経験の活用ができないことにもなる。

そして、このことは、他の弁護士会と裁判所の関係においても同様である。

7 以上より、当会は東京地裁に対し、今年の、日本国籍の確認がとれないことを理由とする「司法委員となるべき者」への選任拒絶に抗議し、その撤回を求めるとともに、最高裁及び各地方裁判所に対し、憲法上の要請である法の支配や平等原則に抵触する最高裁の事務部門取扱いを撤回して、司法委員や調停委員に適任として弁護士会より推薦された者を、国籍を問わず選任することを、強く求める。

以上、決議する。